



山形県公報

平成22年7月2日(金)
第2156号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 県議会定例会の閉会……………(財政課)…777
- 最上地区広域連合の規約の変更の許可……………(市町村課)…同
- 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程……………(子育て支援課)…同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(村山総合支庁農村計画課)…778
- 森林法に基づく通知に代わる告示……………(森林課)…同
- 都市計画事業の認可……………(都市計画課)…同

### 教育委員会関係

#### 規 則

- 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則……………779

## 告 示

### 山形県告示第582号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により平成22年6月7日招集した山形県議会定例会は、同月23日閉会した。

平成22年7月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県告示第583号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定により、最上地区広域連合の規約の変更を次のとおり許可した。

平成22年7月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 許可年月日

平成22年6月22日

#### 2 施行年月日

平成22年6月22日

#### 3 主な変更内容

広域連合の処理する事務及び広域連合の作成する広域計画の項目中「母子家庭等医療給付事業」を「ひとり親家庭等医療給付事業」に改める。

### 山形県告示第584号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年7月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程(昭和53年10月県告示第1855号)の一部を次のように改正する。

第2条中「年0.80パーセント」を「年0.75パーセント」に改める。

#### 附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成22年6月9日から適用する。
- 2 平成22年6月9日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

#### 山形県告示第585号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成22年7月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
上山市土地改良区
- 2 事務所の所在地  
上山市金生東二丁目15番26号
- 3 認可年月日  
平成22年6月21日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

#### 山形県告示第586号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により、次のとおり保安林に係る指定施業要件が変更された旨の通知をすべきところ、所有者の所在が不明であるので、同法第189条の規定により、その通知の内容を河北町役場の掲示場に掲示した。

平成22年7月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
西村山郡河北町西里字高正山3522番4
- 2 森林所有者の氏名  
須藤円市
- 3 通知の要旨  
平成22年6月11日付け農林水産省告示第901号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。

#### 山形県告示第587号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成22年7月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称  
長井市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種 類 長井都市計画公園事業
  - (2) 名 称 6・4・1号生涯学習プラザ運動公園
- 3 事業地
  - (1) 取用の部分 長井市九野本字大谷地地内
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業施行期間  
平成22年7月2日から平成27年3月31日まで

## 教育委員会関係

### 規 則

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年7月2日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 長 南 博 昭

#### 山形県教育委員会規則第12号

##### 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校管理運営規則（昭和41年4月県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2中 「15」 を 「12」 に改める。

#### 附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

平成22年 7月 2日印刷  
平成22年 7月 2日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056